令和6年度

とっとり住まいる 支援事業

非住宅の改修には
とっとり「匠の技」活用リモデル
補助金をご活用ください
最大50万円！
URL等は最終ページを
ご確認ください

住宅を新築される方

最大100万円

【主な要件】
■県内に本拠地を置く建設業者の施工
■独立した生活が可能な木造戸建住宅
■県産材を10m³以上使用
■交付決定を受けた年度内に着手
（翌年度1月末までに完成）

※ 建売住宅は、あらかじめ補助対象住宅として登録されていることが必要です。
（建売住宅の建設を行う事業者は、必ず着工前に登録申請を行ってください。）

住宅を改修される方

最大50万円

【主な要件】
■県内に本拠地を置く建設業者の施工
■自ら所有・居住する戸建又は共同住宅
■県産材を一定量以上使用
構造材・下地材の場合0.3m³以上
内外装仕上げ材の場合1m²以上
■交付決定を受けた年度内に着手
（翌年度1月末までに完成）

住宅を新築される方

①県　産　材

県産材を10m³以上使用した場合に **定額15万円**

＋　この条件を満たす住宅にはさらに以下の支援があります。

②県産JAS製材

県産JAS製材を1m³以上使用した場合、**1m³あたり1万円**

1m³～14m³	上限10万円
15m³～19m³	上限15万円
20m³～24m³	上限20万円
25m³～	上限25万円

※県産JAS製材とは
含水率20%以下の
県産JAS製材をいいます。

③県産機械等級区分構造材

機械等級区分構造材を使用した場合、**上限30万円**

※機械等級区分材とは、木材水分計・機械等級区分装置により含水率20%以下、曲げヤング係数E50以上に区分された材料をいいます。

横架材	1m³ あたり 3万円
その他の構造材	1m³ あたり 2万円

④県産内外装材

県産内外装仕上げ材の使用量に応じて**上限20万円**

CLT材	1m³～ 定額5万円
内外装仕上げ材	1m² あたり 3千円
木塀	1m² あたり 3千円

※含水率20%以下のものに限ります。

⑤伝統技能活用

伝統技能を4ポイント活用する場合、**定額20万円**

伝統技能	要件	ポイント数
手刻み加工	木材を、機械プレカット加工を使用せずに手作業で加工すること。	4ポイント
下見板張り	県産材を使用し、外壁を40m²以上施工すること。	2ポイント
左官仕上げ	40m²以上の壁面を、外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げとし、内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げとすること。	2ポイント（珪藻土塗又はじゅらく塗の場合は1ポイント）
瓦ぶき	主要な屋根の過半に、国内で生産されたJIS製品の瓦を、瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づいて施工すること。	2ポイント
木製建具	県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製の建具（框戸、格子戸、障子、欄間）で見付面積5m²以上使用すること。	1ポイント（見付面積10m²以上の場合は2ポイント）
畳	県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳（置き畳を除く。）を6畳以上使用すること。	1ポイント
構造材現し	居室において、小屋組又は床組みに使用した全てのはり、桁及び母屋の下端が見える場合（壁の部分を除く。）で、当該居室（収納を除く。）の見上げ面積が10平方メートル以上の状態のこと。	1ポイント（見上面積20m²以上の場合は2ポイント）

⑥子育て世帯等

子育て世帯等に該当する場合に **定額10万円**

※子育て世帯等とは、補助金交付申請日時点で次のいずれかに該当する世帯
ア　18歳に達して最初の3月31日に達するまでの子を養育している世帯
イ　婚姻後10年以内の世帯

※国の子育て世帯等への支援制度を利用される方は0円となります

⑦三世代同居等

三世代同居等に該当する場合に **定額10万円**

※三世代同居等とは、直系親族世帯と新たに同居又は近居する世帯
・近居とは、同一小学校区内に住むことをいいます。
・申請する時点で同居・近居の場合には支援を受けられない場合がありますので窓口へお問合せください。

住宅を改修される方

①県　産　材

県産材の使用量に応じて **上限25万円**

構造材・下地材として0.3m³以上使用する場合　1m³あたり2万円
内外装仕上げ材として1m²以上使用する場合　1m²あたり2千円

※内外装仕上げ材については含水率20%以下のものに限ります。

＋　この条件を満たす改修にはさらに以下の支援があります。

②伝統技能活用

次の伝統技能を2つ以上活用した場合、**上限15万円**

伝統技能	補助金額の算定方法
建築大工技能	建築大工技能を7m²以上活用した場合、施工面積（見付面積）に11千円を乗じた額
左官仕上げ改修	左官仕上げ改修を7m²以上活用した場合、施工面積に13千円を乗じた額
木製建具改修	木製建具改修を3m²以上活用した場合、施工面積（見付面積）に19千円を乗じた額

③子育て世帯等

子育て世帯等に該当する場合に **定額10万円**

※子育て世帯等とは、補助金交付申請日時点で次のいずれかに該当する世帯
　ア　18歳に達して最初の3月31日に達するまでの子を養育している世帯
　イ　婚姻後10年以内の世帯
※国の子育て世帯等への支援制度を利用される方は0円となります

④三世代同居等

三世代同居等に該当する場合に **定額10万円**

※三世代同居等とは、直系親族世帯と新たに同居又は近居する世帯
　・近居とは、同一小学校区内に住むことをいいます。
　・申請する時点で同居・近居の場合には支援を受けられない場合がありますので窓口へお問合せください。

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業のご紹介

こちらの制度も併用できます！

県産材を10㎥以上または内外装材で20㎡以上使用し、ZEH又は将来的な太陽光設置に備えたとっとり健康省エネ住宅『NE-ST』を新築される方に補助金を交付します。（**最大100万円**）

《基本要件》 以下の条件をすべて満たす必要があります

〇NE-ST（とっとり健康省エネ住宅）※県に登録された事業者が設計・施工する住宅
〇ZEHまたは将来的な太陽光発電設備設置に備えた住宅
〇県内に本店を置く事業者により施工される住宅
〇県産材を10㎥以上または内外装材に20㎡以上使用
〇令和8年1月31日までに完成する住宅

NE-ST
とっとり健康省エネ住宅

区分	国の省エネ基準	ZEH（ゼッチ）	とっとり健康省エネ住宅性能基準		
			T-G1	T-G2	T-G3
基準の説明	2025年義務化基準（H11年）	2030年義務化基準	冷暖房費を抑えるために必要な**最低限レベル**	経済的で快適に生活できる**推奨レベル**	優れた快適性を有する**最高レベル**
断熱性能　U_A値	0.87	0.60	0.48	0.34	0.23
気密性能　C値	—	—	1.0	1.0	1.0
最大補助額※			60万円	80万円	100万円

※国補助事業を併用される方、又は将来的に太陽光を設置する住宅（ZEH未取得）の方は
　T-G1:10万円　T-G2:30万円　T-G3:50万円

手続きの流れ

補助金交付申請
▼
書類審査
▼
補助金交付決定
▼
工事着手
▼
工事完成
▼
補助金実績報告
▼
書類審査
▼
補助金の支払い

※必ず交付決定を受けてから着工してください。
新築の場合、丁張りをもって着工とします。
（工事着手後や完成後の補助金申請は受付できません。）

※工期が翌年度にまたがる場合、翌年度4月14日までに「進捗状況報告書」の提出が必要です。
※工事完成後、14日以内に実績報告書を提出してください。

要綱及び様式は
県庁公式ホームページ「とりネット」
からダウンロードいただけます。

https://www.pref.tottori.lg.jp/317085.htm

とっとり健康省エネ住宅
とっとり未来型住宅特別促進事業
に関してはこちら

https://www.pref.tottori.lg.jp/ne-st/

非住宅の改修補助金はこちら！

とっとり「匠の技」活用リモデル事業
伝統技能を活用した改修工事の補助金

https://www.pref.tottori.lg.jp/220200.htm

受付開始

令和6年（2024年）**4月1日（月）**から受付を開始します。

お問い合わせ・申請窓口

東部地区 （鳥取市・岩美郡・八頭郡）	東部建築住宅事務所 〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176 電 話：0857－20－3649 FAX：0857－20－2103
中部地区 （倉吉市・東伯郡）	中部総合事務所環境建築局建築住宅課 〒682-0802 倉吉市東巌城町2 電 話：0858－23－3235 FAX：0858－23－3266
西部地区 （米子市・境港市・ 西伯郡・日野郡）	西部総合事務所環境建築局建築住宅課 〒683-0054 米子市糀町1丁目160 電 話：0859－31－9753 FAX：0859－31－9654
制度に関すること	県庁住宅政策課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 電 話：0857－26－7408 FAX：0857－26－8113

とっとり未来型省エネ住宅
特別促進事業

NE-ST
とっとり健康省エネ住宅

さらに
「とっとり住まいる支援事業」により
最大100万円
を助成！

《補助金額》

とっとり健康省エネ住宅性能基準		
T-G1	T-G2	T-G3
60万円	80万円	100万円

※ 将来的に太陽光を設置する住宅(ZEH未取得)の方、
または国の補助事業を併用される方は
T-G1:10万円　T-G2:30万円　T-G3:50万円

最大 100 万円

《基本要件》 以下の条件をすべて満たす必要があります

- ☑ NE-ST（とっとり健康省エネ住宅） ※県に登録された事業者が設計･施工する住宅
- ☑ ZEH または将来的な太陽光設置に備えた住宅
- ☑ 県内に本店を置く事業者により施工される住宅
- ☑ 県産材を10m3以上または内外装材に20m2以上使用
- ☑ 令和7年1月31日までに完成する住宅

《お問い合わせ》 県庁住宅政策課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話:0857-26-7398　Eメール:sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

とっとり健康省エネ住宅とは

国の省エネ基準を上回る高い省エネ性能を持つ住宅を普及させることで、県民の健康の維持・増進、省エネ化の推進及びCO_2の削減を図ることを目的に、戸建住宅の新築における県独自の健康省エネ住宅性能基準を令和2年1月に策定し、令和2年7月より基準を満たす住宅を認定しています。

区分	国の省エネ基準	ZEH（ゼッチ）	とっとり健康省エネ住宅性能基準		
			T-G1	T-G2	T-G3
基準の説明	2025年義務化基準	2030年義務化基準	冷暖房費を抑えるために必要な**最低限レベル**	経済的で快適に生活できる**推奨レベル**	優れた快適性を有する**最高レベル**
断熱性能 U_A値	0.87	0.60	0.48	0.34	0.23
気密性能 C値	—	—	1.0	1.0	1.0
冷暖房費削減率	0%	約10%削減	約30%削減	約50%削減	約70%削減
補助額（ZEH未取得の場合）			**60万円**（10万円）	**80万円**（30万円）	**100万円**（50万円）
世界の省エネ基準との比較					

※断熱性能（U_A値）：建物内の熱が外部に逃げる割合を示す指標。値が小さいほど熱が逃げにくく、省エネ性能が高い。
※気密性能（C値）：建物の床面積当たりの隙間面積を示す指標。値が小さいほど気密性が高い。
※ZEHは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。断熱化による省エネと太陽光発電などの創エネにより、年間の一次消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅をいう。

申請の留意事項

・交付決定を受けてから着工してください。
（工事着手後や完成後の補助金申請は受付できません。）
・工事完成後、14日以内に実績報告書を提出してください。
・詳しくはホームページをご覧ください。

とっとり健康省エネ住宅
（認定手続き・様式ダウンロード）
https://www.pref.tottori.lg.jp/ne-st/

※NE-STの補助金は電子申請となりました。
住まいる支援事業の電子申請で一括して申請いただけます。
（電子申請のURLはとっとり健康省エネ住宅のホームページをご確認ください。）

補助金交付申請
↓
補助金交付決定
↓
工事着手
↓
工事完成
↓
補助金実績報告
↓
補助金の支払い

お問い合わせ・申請窓口

東部地区（鳥取市・岩美郡・八頭郡）	東部建築住宅事務所　〒680-0061　鳥取市立川町6丁目176 電　話：0857－20－3649　FAX：0857－20－2103
中部地区（倉吉市・東伯郡）	中部総合事務所建築住宅課　〒682-0802　倉吉市東巌城町2 電　話：0858－23－3235　FAX：0858－23－3266
西部地区（米子市・境港市・西伯郡・日野郡）	西部総合事務所建築住宅課　〒683-0054　米子市糀町1丁目160 電　話：0859－31－9753　FAX：0859－31－9654
制度に関すること	県庁住宅政策課　〒680-8570　鳥取市東町1丁目220 電　話：0857－26－7398　FAX：0857－26－8113